

自動車運転代行業認定申請提出書類等について

自動車運転代行業認定申請に関する届出添付書類

1 法人・個人共通

- (1) 認定申請書
- (2) 申請手数料（12,000円の収入証紙）

2 個人事業者が認定申請する場合

- (1) 住民票の写し（本籍地の記載あるもの）
- (2) 診断書（精神機能関係）
- (3) 誓約書（自動車運転代行業者用）
- (4) 損害賠償措置証明書類（代行（受託）保険証書の写し等）
- (5) 安全運転管理者等選任関係の書類
 - ア 住民票の写し（本籍地の記載不要）又は個人番号カードの提示
 - イ 運転管理経歴証明書（管理経歴2年以上を記載した書面。副安管は1年）

3 法人事業者が認定申請する場合

- (1) 法人登記事項証明書の謄本
- (2) 定款又はこれに代わる書類
- (3) 役員名簿
- (4) 役員全員の住民票の写し（本籍地の記載あるもの）
- (5) 役員全員の診断書（精神機能関係）
- (6) 役員全員の誓約書（自動車運転代行業者用）
- (7) 損害賠償措置証明書類（代行（受託）保険証書の写し等）
- (8) 安全運転管理者等選任関係の書類
 - ア 住民票の写し（本籍地の記載不要）又は個人番号カードの提示
 - イ 運転管理経歴証明書（管理経歴2年以上を記載した書面。副安管は1年）

【自動車運転代行業の要件】（要約）

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「運転代行業法」という。）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 禁錮以上の刑（執行猶予を含む）に処せられ、又は運転代行業法の規定により、若しくは道路運送法等に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ③ 最近2年間に運転代行業法23条（営業の停止）等の規定による命令に違反する行為をした者
- ④ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則（暴力行為等処罰に関する法律に規定する罪等）で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

- ⑤ 心身の故障により自動車運転代行業の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの
- ⑥ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者
- ⑦ 代行運転自動車の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置が運転代行業法12条（損害賠償措置を講ずべき義務）の国土交通省令に定める基準に適合すると認められないことについて相当な理由がある者
- ⑧ 安全運転管理者及び副安全運転管理者を選任すると認められないことについて相当な理由がある者
- ⑨ 法人でその役員のうち、①から⑤までに該当する者があるもの

安全運転管理者等の選任基準等（自動車運転代行業）

自動車運転代行業者は、営業所ごとに安全運転管理者を選任しなければなりません。

※ 営業所ごとに車両台数1台以上で選任

副安全運転管理者は、自動車の台数に応じて選任

10台以上20台未満	1人	10台を超えるごとに1人選任
20台以上30台未満	2人	
30台以上	3人	

安全運転管理者の資格要件等

【安全運転管理者】	【副安全運転管理者】
<ul style="list-style-type: none"> ① 20歳以上の者 (20台以上の自動車を使用している事業所では、30歳以上の者) ② 自動車の運転管理に関し、2年以上の実務経験を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ① 20歳以上の者 ② 自動車の運転管理に関し、1年以上の実務経験を有する者、または、運転経験の期間が3年以上の者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所の中で指導能力を有する者 ・ 次の違反行為をした日から2年を経過していること ひき逃げ、酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、妨害運転等 ・ 次の違反行為の下命・容認行為から2年を経過していること 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許運転等 	

※不明な点は、各警察署交通（総務）課にお問合せください。